

■在学継続（修了延期）に伴う減額について <通称：論文減額> *法曹養成専攻を除く

修了延期となり、標準修業年限（注）を超えて在学し、修士論文または博士論文を除く修了要件（2017年度以降入学者については、修了要件に研究指導を含む）を満たす場合、学期ごとに学費は減額になります。

	納入する学費（各学期）
在 籍 料	30,000円
授 業 料	1/2
教 育 充 実 費	—
実 験 実 習 研 究 費	1/2
学生教育研究災害傷害保険料	800円

（注）修業年限は博士前期課程の場合2年間（4セメスター）、博士後期課程の場合3年間（6セメスター）です。

■法曹養成専攻における在学継続（修了延期）に伴う減額について<通称：残余12単位減額>

修了が延期となり、次のいずれかの条件に該当する方は、残余科目の内容及び登録単位数の如何にかかわらず、学期ごとに学費が減額となります（減額願等提出の必要はありません）。

- ① 修業年限をみだし、修了に要する残余単位数が12単位以下の場合
- ② 修業年限をみだし、当該年度/学期以前から留学して帰国後、単位換算した結果、年度途中で卒業に要する残余単位数が12単位以下になった場合…年度途中で減額し、過払分が生じた場合は、次学期の学費へ充当、または銀行振込にて返金いたします。

費目	納入する学費（各学期）
在 籍 料	30,000円
授 業 料	1/2
教 育 充 実 費	1/2
学生教育研究災害傷害保険料	800円

■留学に伴う減額について

- (1) 留学には、「交換留学」と「一般留学」の2種類があります。交換留学の場合の学費は、規定額を全額本学へ納入し、留学先大学の学費は基本的に免除となります。一般留学の場合は、規定額を全額本学へ納入し、留学先大学の学費も先方の大学へ全額納入することになります。

- (2) 留学期間延長による学費減額
通算の留学期間が1年を超え、さらに留学をすることが許可された場合は、学費が減額されます。期間及び減額基準と納入額は、休学の場合と同じです。

- 例
- ① 2024年度春学期から2025年度秋学期まで留学する場合
 - ② 2024年度秋学期から2025年度秋学期まで留学する場合
 - ③ 2024年度秋学期から2025年度春学期と2026年春学期を留学する場合

	2024年度		2025年度		2026年度	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
①	規定額	規定額	休学と同じ	休学と同じ		
②		規定額	規定額	休学と同じ		
③		規定額	規定額		休学と同じ	